

保存版

台風時等における生徒の登下校並びに授業の実施について

鈴鹿市立大木中学校

1 始業前に暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合

- (1) 午前7時現在、暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は、午前11時まで自宅待機とします。また当日の学校給食は中止になります。
- (2) 午前11時までに、暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報が解除されている場合は、学校へ午後1時までに着くように登校してください。
なお、登校するに当たっては、十分安全確認を行い、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等について、危険が予測される場合は、中学校区で相談し当日の登校を中止するなど、適切な措置を講ずることもあります。
- (3) 午前11時現在、引き続き暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は、当日の授業は中止とします。

2 始業後に暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表された場合

- (1) 通学路の安全確保及び道路状況をもとに中学校区で相談し、学校長の適切な判断で以下の対応を取ります。
 - ① 通学路が危険となったときは、生徒の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させます。
 - ② 通学路の安全が確認されたときは、教職員等の見守りのもとで下校させます。
 - ③ 台風の中心位置、進行方向、速度、警報発表時の気象状況及び地域の道路、河川等の浸水の状況から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置を講じます。

3 特別警報が発表された場合

重大な災害の起こる恐れが著しく大きい特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）についても、前記1及び2のとおりとします。

4 警報が発表されていないが風水害等の発生の恐れがある場合

- (1) 鈴鹿市が台風の通過予想進路の範囲に入っている等、翌授業日の警報発表が予測される場合は市内一斉に、前日から休校等の措置を取るときがあります。その場合は、教育委員会から学校に午後9時までに連絡があります。
- (2) 当日、始業前から風雨が激しい場合（前日に休校の連絡をしていない場合）
 - ① 市内一斉に休校等の措置を取るときは、午前7時までに判断し、教育委員会か

ら学校へ連絡があります。

- ② 市内一斉に休校等の措置を取らないときは、通学路の安全確保及び道路状況をもとに、中学校区で相談し、「臨時休校」「始業時刻の変更」の措置を講じます。

(2) 始業後に風雨が激しくなると予測される場合

- ① 市内一斉に下校措置を取るときは、教育委員会から学校に連絡があります。
- ② 市内一斉に休校措置を取らないときは、通学路の安全確保及び道路状況をもとに、中学校区で相談し以下の対応を取ります。
 - ア 通学路が危険となったときは、生徒の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させます。
 - イ 通学路の安全が確認されたときは、教職員等の見守りのもと下校させます。
 - ウ 台風を中心位置、進行方向、速度、警報発表時の気象状況及び地域の道路、河川等の浸水の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、保護者と緊密な連絡を取るなどの適切な措置を講じます。

5 その他

- (1) 緊急対応の措置を講ずる場合は、早急にメール配信にて各家庭にお知らせします。
- (2) 暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の地域的差異、学校の置かれている諸条件からみて、学校運営上著しく適当でない場合には、1及び2の定めにかかわらず、中学校区で相談し、適切な判断でその都度適切な措置を講じます。
- (3) 道路の冠水、河川の氾濫など登校に危険が予想される場合は、保護者の方で判断して登校を見合わせてください。その際は、学校までご連絡ください。